

熊取町立保育所安全計画

本計画は保育所施設や子どもなどの安全確保に関する取組を計画的に実施するため、施設や設備等の安全点検・園外活動を含む保育所での活動、保育所運営における子どもや職員に対する安全確保のための指導、職員の各種訓練や研修等への参加による子どもの安全確保に関する取組について、「いつ、何をなすべきか」を年間スケジュールとして整理し計画として定めるものです。

なお、本計画はPDCAサイクルの観点から適宜見直しを行い、職員及び保護者へ周知を図ることとします。

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	施設内外自主点検 避難経路 緊急連絡先の確認	施設内外自主点検 散歩コースの安全確認	施設内外自主点検 室内遊具の安全点検	施設内外自主点検 プール、用具の安全確認	施設内外自主点検 プール、用具の安全確認	施設内外自主点検 消防設備点検
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	施設内外自主点検 所外保育時、 散歩コースの安全確認	施設内外自主点検 屋外遊具の安全点検	施設内外自主点検	施設内外自主点検	施設内外自主点検	施設内外自主点検 消防設備点検

(2) マニュアルの策定・共有（計画を実効性あるものとするために、次のマニュアルとセットで運用する）

分野	策定期間	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
①午睡（睡眠時安全チェックポイント）	令和 5 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
②食事（誤嚥・誤飲・窒息事故防止チェックポイント）	令和 5 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
③水遊び・プール活動を行う場合の事故防止について	令和 5 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
④熱中症事故の防止について（熱中症予防マニュアル）	令和 5 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
⑤災害対策安全危機管理マニュアル	平成 28 年 4 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
⑥119 番対応時マニュアル	令和 5 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
⑦救急対応時マニュアル	平成 28 年 5 月 13 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
⑧不審者侵入時対応マニュアル	平成 29 年 2 月 2 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室・保育室
⑨保育従事者による虐待等の不適切な保育の防止について	令和 5 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
⑩散歩安全マニュアル	平成 28 年 4 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
⑪視診チェックポイント	平成 28 年 4 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室・保育室
⑫けがをした時の対応	平成 28 年 4 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室
⑬発熱時の対応・嘔吐時の対応	平成 28 年 4 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室・保育室
⑭アタマジラミ発見時マニュアル	令和 5 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 1 日	職員室

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児	遊具遊びや散歩時の事故防止 降所時の道路への飛び出し防止 SIDSや健康状態をよく観察する。 熱中症対策	熱中症対策 水遊びの約束	交通安全教室（道路の歩き方など）	年末年始の安全で楽しい過ごし方
3歳以上児	遊具遊びや散歩時の事故防止 安全に過ごすためのルールを知る 体調の変化やケガをしたら大人に伝えるよう教える 困った時の対応の仕方	熱中症対策 水遊び・プール遊び時の事故防止	交通安全教室（道路の歩き方、信号の見方など）	年末年始の安全で楽しい過ごし方

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
門の開閉時の注意事項 道路の渡り方 チャイルドシートや自転車のヘルメットの着用 駐車場での発進時や立ち話の注意事項 食中毒・伝染病等の予防	交通事故や海や山などの事故に注意	交通事故の注意事項	知らない人についていかない 年末年始の過ごし方

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1	火災避難訓練	地震・火災避難訓練 防犯避難訓練	火災避難訓練	地震避難訓練 火災避難訓練	火災避難訓練	火災避難訓練
その他 ※2			119番通報避難訓練		不審者侵入時対応訓練	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等 ※1	地震避難訓練 火災避難訓練	火災避難訓練	火災避難訓練	火災避難訓練	火災避難訓練	地震避難訓練 火災避難訓練
その他 ※2	119番通報避難訓練	不審者侵入時対応訓練				

※1 「避難訓練等」・・・児童福祉施設の設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練。

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報避難訓練、不審者侵入時対応訓練等。

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

普通救命救急講習（心肺蘇生法、気道内異物除去(誤飲・誤嚥・窒息)、AED 使用方法等)
警察からの不審者侵入時対応訓練（さすまたの使い方等）

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

ヒヤリ・ハット事例の活用・職員間で事故報告と共有
事故やヒヤリ・ハットについては迅速に記録を行い、報告内容を他の町立保育所との間で共有を行うとともに、予防対応策を検討し、必要に応じて現行の対応策の見直しを行います。
また、ヒヤリ・ハット事例の蓄積を行い、分析を経て予防策を検討し事故の再発防止に努めます。

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・無連絡で欠席している児童を登降園管理システムにより迅速かつ確実に把握し、該当する保護者へ登降園管理システム等により迅速に連絡と確認を行います。
- ・午睡時においては睡眠時無呼吸チェックを睡眠時安全チェックポイントに従って、年齢に応じて5分から20分毎に健康状態とともに確認し、安全確保を行います。
- ・地域の民生委員などと普段から保育所運営の情報共有や交流を行ったり、子ども見守り隊などの地域での活動と連携しながら児童の安全を確保します。
また、不審者対応では警察と連携して迅速に警戒と対策を行い児童の安全を確保します。
- ・災害時など非常時に情報収集を行い、保護者や地域住民などに避難場所などの案内をするため、お知らせボードへの書き込みと掲示により周知を行います。